

○国立大学法人筑波技術大学職員給与規程

〔平成17年10月3日〕  
規程第46号

最終改正 平成31年1月24日規程第5号

国立大学法人筑波技術大学職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学職員就業規則(平成17年規則第5号以下「就業規則」という。)第29条の規定に基づき、国立大学法人筑波技術大学(以下「本学」という。)に所属する職員(年棒制の適用を受ける職員を除く。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 給与の支払と支給日等

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類		給与の計算期間	給与支給日
基本給与	俸給 俸給の調整額	一月の初日から 末日まで	その月の17日(ただし、その日が日曜日に当るときは、15日(15日が休日に当るときは、18日)、その日が土曜日に当るときは、16日)
諸手当	管理職手当 役職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当		
	放射線取扱手当 時間外勤務手当 休日給 夜勤手当 学位論文審査手当 入試手当		翌月の17日(ただし、その日が日曜日に当るときは、15日(15日が休日に当るときは、18日)、その日が土曜日に当るときは、16日)
	期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日(ただし、その日が日曜日に当るときは、前々日、土曜日に当るときは、前日)

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、職員が希望した場合は、職員の指定する職員名義の預貯金口座等へ振込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(日割計算等)

第4条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給する。俸給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給

するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前各項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当の支給について準用する。

(給与の即時払)

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらずすみやかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときは、この限りでない。

(1) 退職し、又は解雇されたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(非常時払)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与をすみやかに支払う。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき。

(3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。

(4) その他特に必要と認めるとき。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第22条及び第32条から第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する地域手当の月額(算出の基礎から扶養手当を除く。)、管理職手当、初任給調整手当の月額の合計額を155で除して得た額とする。

(端数計算)

第8条 前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### 第3章 俸給

(俸給)

第10条 俸給は、俸給表に定める級及び号俸で区分する俸給月額により支給する。

2 職員の受ける級及び号俸は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の労働条件を考慮して決定する。

3 職員の受ける級及び号俸が前項の規定に合致していないと認めるときは、その俸給を調整することができる。

4 就業規則第23条第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の俸給は、その者に適用される俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する級に応じた俸給月額とする。

5 国立大学法人筑波技術大学職員の育児休業等に関する規程(平成17年法人規程第51号。以下「育児休業等規程」という。)第16条の規定により育児短時間勤務をする職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の俸給月額は、第1項に掲げる俸給月額に育児休業等規程第16条の規定により定められた当該職員の1週間当たりの所定勤務時間を国立大学法人筑波技術大学職員の勤務時間・休日・休暇に関する規程(平成17年法人規程第43号。以下「勤務時間等規程」という。)第2条第1項に規定する1週間当たりの所定勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

(俸給表の種類)

第11条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

(1) 一般職員俸給表(別表第1)

- (2) 教育職員俸給表（別表第2）
  - (3) 医療職員(一)俸給表（別表第3）
  - (4) 医療職員(二)俸給表（別表第4）
- （俸給等の改定）

第12条 人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)の改正が行われた場合には、俸給及び諸手当を増額又は減額改定することができる。

（初任給）

第13条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、学長が決定する。

（昇格）

第14条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第15条 就業規則第11条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

（初任給基準を異にする異動の場合の俸給）

第16条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、俸給を学長が決定する。

（俸給表の適用を異にする異動の場合の俸給）

第17条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合は、その異動後の職務に応じ、俸給を学長が決定する。

（昇給）

第18条 職員の昇給は、昇給日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとし、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

- 2 一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者及び教育職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者を特定職員とする。
- 3 昇給をさせる場合の号俸数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分に応じて次の表に定める職員昇給号俸数表に定める号俸数とする。

職員昇給号俸数表

昇給区分		A	B	C	D	E
平成28年1月～	特定職員	8以上	6	3	2	0
	一般職員	8以上	6	4	2	0
	55歳以上	2以上	1	0	0	0
平成27年1月	特定職員	7以上	5	2	1	0
	一般職員	7以上	5	3	1	0
	55歳以上	1以上	0	0	0	0
平成26年1月	特定職員	8以上	6	3	2	0
	一般職員	8以上	6	4	2	0
	55歳以上	2以上	1	0	0	0
平成23年1月～平成25年1月	特定職員	8以上	6	3	2	0
	一般職員	8以上	6	4	2	0
	55歳以上	4以上	3	2	1	0
平成20年1月～22年1月	特定職員	7以上	5	2	1	0
	一般職員	7以上	5	3	1	0
	55歳以上	3以上	2	1	0	0
平成19年1月	特定職員	5以上	3	1	0	0
	55歳以上	2以上	1	0	0	0
		特に良好		良好	良好であると認められない	
	一般職員	5以上		2	1又は0	
	55歳以上	2以上		0	0	

4 前項に規定する昇給の区分は、勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給の区分に決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことはできない。  
(昇給日)

第19条 前条に規定する昇給の日は、毎年1月1日とする。

(研修、表彰等による昇給)

第20条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、業務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

#### 第4章 給与の特例等

(休職者の給与)

第21条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号の規定による休職(以下この条において「病気休職」という。)にされたときは、その休職期間中、給与の全額(労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当(以下この条において「俸給等」という。)の100分の80を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の60以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第14条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内(業務上の災害若しくは労災法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給することができる。

5 職員が就業規則第14条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給することができる。

6 職員が就業規則第14条第1項第5号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。

7 休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業等をしている職員の給与)

第21条の2 就業規則第38条の2の規定により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与は支給しないこと。
- (2) 第35条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給すること。

(3) 育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給すること。

(介護休業等をしている職員の給与)

第21条の3 就業規則第38条の3の規定により介護休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 介護休業をしている期間については、給与は支給しないこと。

(2) 第35条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給すること。

(3) 介護部分休業又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給すること。

(給与の減額及び不支給)

第22条 職員が勤務しないときは、休暇の場合、その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給及び俸給の調整額の半額を減ずる。

3 前項の規定により俸給及び俸給の調整額の半額を減ずる期間が1年を超える場合は、超えることとなる当該病気休暇又は当該措置に係る期間については、給与は支給しない。

## 第5章 諸手当

(俸給の調整額)

第23条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の労働条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な職員と学長が認めるときは、その特殊性に基づき、職員の俸給の調整を行う。

2 前項の規定により俸給の調整を行う職員は、別表第5の区分に掲げる職員とする。

3 職員の俸給の調整額は、当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて別表第6に掲げる調整基本額にその者に係る別表第5の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)とする。

4 前3項に規定するもののほか、俸給の調整額の支給に関し必要な事項は別に定める。

(管理職手当)

第24条 管理職手当は、別表第7に掲げる管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給するものとし、管理職手当の月額は、同表に定める額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)とする。

2 前項に規定する管理職手当の月額は、所定の労働時間を超えて勤務した場合における給与相当額を、含むものとする。

3 第1項に規定する職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(業務上の傷病又は通勤(労災法に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病によって勤務しないことに特に承認のあった場合を除く。)は、その月の管理職手当は支給しない。

(役職手当)

第24条の2 役職手当は、次の表に掲げる役職者に対して支給するものとし、役職手当の月額は、同表に定める額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)とする。

役 職 名	手当額
附属図書館長	10,000円
保健管理センター長	10,000円

学部長補佐	10,000円
障害者高等教育研究支援センター 副センター長	10,000円
学科長	10,000円
副学科長	10,000円
専攻長	10,000円
障害者高等教育研究支援センター 障害者支援研究部長及び障害者基礎教育研究部長	10,000円
特命学長特別補佐	10,000円
特命学長補佐	3,000円

(管理職手当及び役職手当の併給禁止)

第24条の3 2以上の役職を兼ねる場合は、管理職手当又は役職手当の最も高い手当額を支給する。ただし、附属図書館長が別の役職を兼ねる場合は、附属図書館長以外の管理職手当又は役職手当の最も高い手当額に3,000円を加えた額を支給する。

(初任給調整手当)

第25条 新たに採用され、教育職員俸給表の適用を受け、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する職員には、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。ただし、再任用職員には支給しない。

2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

3 初任給調整手当の月額を、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第8に掲げる額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)とする。この場合において、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年(医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては、6年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

4 初任給調整手当を支給されている職員が就業規則第14条の規定に該当して休職にされた場合における当該職員に対する別表第8の適用については、当該休職の期間(第20条第1項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

5 第1項又は第2項に規定する職員となった者のうち、これらの職員となった日前にこの規則による初任給調整手当、給与法に規定する初任給調整手当及び他の法人等において支給する手当でこれに相当するものと認められた手当(以下この項において「初任給調整手当等」という。)を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(扶養手当)

第26条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてそ

の職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

対 象 者	手 当 額
第1号 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円（教育職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「教育職員5級職員」という。）にあっては、3,500円）
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（教育職員5級職員にあっては、3,500円）
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者	

3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

4 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を学長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

5 学長は、扶養手当の支給に関して必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

6 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（地域手当）

第27条 本学に勤務する職員に支給割合100分の16の地域手当を支給するものとし、地域手当の月額は、俸給、俸給の調整額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、支給割合を乗じて得た額とする。

2 給与法に規定する地域手当及び他の法人等において支給する手当でこれに相当するものと認めた手当を支給されていた職員が、引き続き本学の職員となった場合、地域手当を支給される職員との権衡上必要があると学長が認めたときは、採用の日から2年間、採用の日の前日に勤務していた地域に係る支給割合による地域手当を支給する。

3 前項の地域手当を支給されている職員の2年目の地域手当の額は、その額に100分の80を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第28条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額（同表各号のいずれにも該当する職員にあっては、同表各号に定める額の合計額）とする。ただし、再任用職員には支給しない。

職員の区分	手当額
第1号 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生

り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員その他別に定める職員を除く。）	じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額	
	イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から12,000円を控除した額
	ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
第2号 第30条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの	第1号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)	

- 2 新たに前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、その居住の実情、住宅の契約関係等を速やかに学長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の契約関係等に変更があった場合についても、同様とする。
- 3 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(通勤手当)

第29条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。ただし、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、又は自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満である職員を除く。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員
  - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員
  - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員
- 2 通勤手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
    - (1) 通勤のため交通機関等を利用する職員にあっては、その者が利用する交通機関等に応じて6ヶ月を超えない範囲内で別に定める期間（以下「特定期間」という。）についての運賃等相当額（当該交通機関等が2つ以上である場合にあってはそれぞれの特定期間についての運賃等相当額とすること。）ただし、当該運賃等相当額を当該特定期間の月数で除して得た額（当該交通機関等が2つ以上である場合にあっては、それぞれの運賃相当額をそれぞれの特定期間の月数で除して得た額。以下「1ヶ月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、55,000円を1ヶ月当たりの当該通勤手当の額の限度とする。
    - (2) 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあっては、自動車等の使用距離に応じて次の表に定める額（育児短時間勤務職員のうち、平均1ヶ月当たりの通勤所要回数が10回に満たない者）にあっては、その額に100分の50を乗じて

得た額)

自動車等の使用距離	手当額
片道5km未満	2,000円
片道5km以上10km未満	4,200円
片道10km以上15km未満	7,100円
片道15km以上20km未満	10,000円
片道20km以上25km未満	12,900円
片道25km以上30km未満	15,800円
片道30km以上35km未満	18,700円
片道35km以上40km未満	21,600円
片道40km以上45km未満	24,400円
片道45km以上50km未満	26,200円
片道50km以上55km未満	28,000円
片道55km以上60km未満	29,800円
片道60km以上である職員	31,600円

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあっては、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（1ヶ月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、55,000円を限度とする。）ただし、交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているもの又は自動車等の使用距離が2km未満のものである場合は、第1号又は第2号により算出した額のいずれか高い額

- 第1項の職員が、出張、研修、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。
- 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更した場合又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合には、その通勤の実情をすみやかに学長に届け出なければならない。
- 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(単身赴任手当)

第30条 他の国立大学法人等からの人事交流等により勤務箇所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との権衡上必要があると認めた職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。なお、再任用職員には支給しない。

- 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離	加算額
100km以上300km未満	8,000円
300km以上500km未満	16,000円
500km以上700km未満	24,000円

700km以上900km未満	32,000円
900km以上1,100km未満	40,000円
1,100km以上1,300km未満	46,000円
1,300km以上1,500km未満	52,000円
1,500km以上2,000km未満	58,000円
2,000km以上2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類（住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類（これらの書類の写を含む。）を添付して、配偶者等との別居の状況等を速やかに学長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

4 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は別に定める。  
（放射線取扱手当）

第31条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給するものとする。

業 務 内 容	手当額
診療放射線技師又は学長が特に認める職員が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事した場合又は職員が管理区域内において放射線業務に従事した場合で、月の初日から末日までの間に外部放射線を被爆し、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが認められた場合	1月につき 7,000円

（時間外勤務手当）

第32条 所定の勤務日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）に業務上の必要による所定の勤務時間以外の時間における勤務（以下「時間外勤務」という。）を命じられた職員には時間外勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時まで（以下「深夜」という。）において行われた場合は、100分の150）を時間外勤務手当として支給する。ただし、第24条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、時間外勤務した時間と勤務時間等規程第13条に規定する休日（勤務時間等規程第14条の規定により振替られた休日を含む。）に業務上の必要により勤務（以下「休日勤務」という。）した時間の合計が1ヶ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて時間外勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175）を時間外勤務手当として支給する。

3 第1項前段及び前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員の当該所定勤務時間を超えて勤務した時間とその日における所定勤務時間との合計が8時間に達するまでの勤務にあっては、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の125）の割合を乗じて得た額とする。

（休日給）

第33条 休日勤務を命じられた職員には、勤務を命じられた全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160）を休日給として支給する。ただし、第24条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、時間外勤務した時間と休日勤務した時間の合計が1ヶ月につ

いて60時間を超えた職員には、その60時間を超えて休日勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175）を休日給として支給する。

（夜勤手当）

第34条 職員が深夜に勤務した場合は、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する（第32条及び前条の規定により時間外勤務手当又は休日給が支給されることとなる場合を除く。）。

（学位論文審査手当）

第34条の2 学位論文審査手当は、筑波技術大学大学院技術科学研究科論文審査に関する細則第4条に規定する審査委員として論文審査に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、論文1件につき次の金額を支給する。

(1) 主査 20,000円

(2) 副査 10,000円

（入試手当）

第34条の3 入試手当は、別表第9に掲げる大学入試センター試験の当日業務に従事した教育職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、別表第9に掲げる業務区分に応じて同表に掲げる手当額とする。

（期末手当）

第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第36条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第24条に該当して解雇され、又は死亡した職員（第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条から第36条までにおいて同じ。）において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給及び俸給の調整額に算出率を乗じて得た額。以下この条及び次条において同じ。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、次の表（1）に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（2）に定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、その額に、同表の区分に応じ、俸給に同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、100分の130を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、100分の110を乗じて得た額）に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表（3）に定める割合を乗じて得た額とする。

表（1）

俸給表	職務の級	加算割合
一般職員俸給表	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
教育職員俸給表	5級	100分の15（別に定める職員にあっては100分の20）
	4級・3級	100分の10（職務の級4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の15）
	2級（基準日現在の経験年数の	100分の5

	うち5年（修士課程終了）以上の年数であるものに限る。）	
医療職員(一)俸給表	8級・7級・6級	100分の15
	5級	100分の10
	4級・3級・2級（2級の職員については、基準日現在の経験年数のうち15年（短大3卒）以上の年数であるものに限る。）	100分の5
医療職員(二)俸給表	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級・2級（2級の職員については、基準日現在の経験年数のうち15年（短大3卒）以上の年数であるものに限る。）	100分の5

表（2）

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職員俸給表	1種	7級以上	100分の25
	2種		100分の15
	3種		100分の10
教育職員俸給表	2種	5級	100分の15
	3種		100分の10
医療職員(二)俸給表	2種	6級・7級	100分の15

表（3）

在職期間	割合
6ヶ月	100分の100
5ヶ月以上6ヶ月未満	100分の80
3ヶ月以上5ヶ月未満	100分の60
3ヶ月未満	100分の30

3 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者（就業規則第14条の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

ロ 刑事休職者（就業規則第14条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

ハ 就業規則第38条の2の規定により育児休業又は同規則第38条の3の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

(2) 基準日1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員、就業規則第42条第3号の規定により停職とされている職員

ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法の適用を受ける職員

となった者

ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間に国の機関又は他の法人等の職員となった者（本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）

- 4 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者には、期末手当は支給しない。
- (1) 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第42条第5号の規定により懲戒解雇となった職員
  - (2) 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第24条第1項第2号の規定により解雇となった職員
  - (3) 基準日前1ヶ月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職し、又は解雇(就業規則第24条第1項第1号の規定に該当して解雇された職員を除く。)された職員で、その退職し、又は解雇された日から支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
  - (4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けたもの（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 5 支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、次のいずれかに該当する場合には、期末手当を一時差し止めることができる。
- (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき。
- 6 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は別に定める。  
(勤勉手当)

第36条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第24条に該当して解雇され、又は死亡した職員（前条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6ヶ月	100分の100
5ヶ月15日以上6箇月未満	100分の95
5ヶ月以上5ヶ月15日未満	100分の90
4ヶ月15日以上5ヶ月未満	100分の80
4ヶ月以上4ヶ月15日未満	100分の70

3ヶ月15日以上4ヶ月未満	100分の60
3ヶ月以上3ヶ月15日未満	100分の50
2ヶ月15日以上3ヶ月未満	100分の40
2ヶ月以上2ヶ月15日未満	100分の30
1ヶ月15日以上2ヶ月未満	100分の20
1ヶ月以上1ヶ月15日未満	100分の15
15日以上1ヶ月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

- 3 前条第3項規定は、同項第1号中イ及びロを「休職者（就業規則第14条第1項の規定により休職にされている職員（第21条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。
- 4 前条第4項及び第5項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 5 前4項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

## 第6章 規程の実施

（実施に関し必要な事項）

第37条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。
- 2 第35条第2項に規定する期末手当及び第36条第2項に規定する勤勉手当の「基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間」には、平成17年12月1日を基準日とする場合、施行日前日までの国立大学法人筑波技術短期大学の職員として在職した期間も含めるものとする。
- 3 人事交流により採用された者については、他の国立大学法人及び国等の在職期間をこの在職期間に含めるものとする。
- 4 平成16年4月1日の前日において人事院規則9-103（暫定筑波研究学園都市移転手当）の適用を受けていた職員の施行日以降における同手当の支給については、同規則の適用があったものとして適用される支給割合を乗じて得た額を支給する。
- 5 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第35条第2項及び第36条第2項の規定の適用については、第35条第2項中「100分の140」とあるのは、「100分の125」と、「100分の120」とあるのは、「100分の110」と、第36条第2項中「100分の75」とあるのは、「100分の70」と、「100分の95」とあるのは、「100分の85」とする。

### 附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日以後の第10条第1項に規定する俸給月額については、平成18年3月31日に受けていた俸給月額（国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年規程第24号）の施行の日において適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの以外の職員にあっては、当該俸給月額に100分の99.59を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しない職員は、その達するまでの間は、新たな俸給月額に加え、新旧俸給月額の差額（国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年規程第50号）附則第2項の規定により給与を減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給

する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から56号俸
	2級	1号俸から24号俸
	3級	1号俸から8号俸
教育職員俸給表	1級	1号俸から48号俸
	2級	1号俸から32号俸
	3級	1号俸から12号俸
医療職員（一）俸給表	1級	1号俸から52号俸
	2級	1号俸から32号俸
	3級	1号俸から16号俸
	4級	1号俸から4号俸
医療職員（二）俸給表	1級	1号俸から56号俸
	2級	1号俸から40号俸
	3級	1号俸から16号俸
	4級	1号俸から4号俸

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程の施行の日以後の改正後の第24条第1項に規定する管理職手当の額は、別表第7の規定にかかわらず、当分の間、次の表に掲げる職名に応じた支給割合を俸給に乗じて得た額とする。

職 名	支給割合
副学長	100分の20
産業技術学部長	100分の12
保健科学部長	100分の12
障害者高等教育研究支援センター長	100分の12
保健科学部附属東西医学統合医療センター長	100分の12
事務局長	100分の20
総務課長	100分の12
財務課長	100分の12
聴覚障害支援課長	100分の12
視覚障害支援課長	100分の12

附 則

この規程は、平成19年4月27日から施行し、改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

- この規程は、平成20年1月25日から施行する。
- 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - 第36条の改正規定 平成19年12月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成19年4月1日

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（平成17年規程第46号）第24条第1項に規定する管理職手当の月額は、別表第7に定める額とする。

附 則

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第18条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日以後の第10条第1項に規定する俸給月額については、平成18年3月31日に受けていた俸給月額（国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年規程第24号）の施行の日において適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの以外の職員にあっては、当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しない職員は、平成26年3月31日までの間、新たな俸給月額に加え、新旧俸給月額の差額（国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年規程第50号）附則第2項の規定により給与を減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から56号俸
	2級	1号俸から24号俸
	3級	1号俸から8号俸
教育職員俸給表	1級	1号俸から48号俸
	2級	1号俸から32号俸
	3級	1号俸から12号俸
医療職員（一）俸給表	1級	1号俸から52号俸
	2級	1号俸から32号俸
	3級	1号俸から16号俸
	4級	1号俸から4号俸
医療職員（二）俸給表	1級	1号俸から56号俸
	2級	1号俸から40号俸
	3級	1号俸から16号俸
	4級	1号俸から4号俸

- 3 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受ける職員（以下「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日の給与規程第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整が必要であるものとして学長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

附 則

この規程は、平成24年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月24日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員（その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日の給与規程第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日において45歳未満の職員（その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の給与規程第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第36条の改正規定 平成26年12月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成26年4月1日
- 3 第2条の規定にかかわらず、平成26年4月1日以降において、新規程を適用した場合に支給されることとなる給与の額と改正前の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程により支給されていた給与の額の差額に相当する額を平成27年3月31日までに一時金として一括支給する。
- 4 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日以後の第10条第1項に規定する俸給月額については、平成27年3月31日に受けていた俸給月額に達しない職員は、平成30年3月31日までの間、新たな俸給月額に加え、新旧俸給月額の差額（国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年規程第50号）附則第2項の規定により給与を減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第36条の改正規定 平成27年12月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成27年4月1日
- 3 第2条の規定にかかわらず、平成27年4月1日以降において、新規程を適用した場合に支給されることとなる給与の額と改正前の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程により支給されていた給与の額の差額に相当する額を平成28年3月31日までに一時金として一括支給する。
- 4 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第36条の改正規定 平成28年12月1日
  - (2) 第25条、第27条、別表第1～第4及び第8の改正規定 平成28年4月1日
- 3 第2条の規定にかかわらず、平成28年4月1日以降において、新規程を適用した場合に支給されることとなる給与の額と改正前の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程により支給されていた給与の額の差額に相当する額を平成29年1月31日までに一時金として一括支給する。
- 4 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度から平成31年度までにおける扶養親族の対象者及び手当額については、改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規則」という。）第26条第2項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

対 象 者	手 当 額		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第1号 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	10,000円	6,500円	6,500円（教育職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「教育職員5級職員」という。）にあつては、3,500円）
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）	1人につき10,000円	1人につき10,000円
第3号 満22歳に達する日以後の最初	1人につき6,500円（職員に配偶者	1人につき6,500円	1人につき6,500円（教育職員5級

の3月31日までの間にある孫	がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)		職員にあつては、3,500円)
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母			
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹			
第6号 重度心身障害者			

3 平成29年度における新規則第26条第4項の規定の適用については、なお、従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。  
2 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

(1) 第36条の改正規定 平成29年12月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成29年4月1日

3 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。  
2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日の昇給において抑制を受けた職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

1 この規程は、平成31年2月1日から施行する。  
2 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

(1) 第36条の改正規定 平成30年12月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成30年4月1日

3 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）  
一般職員俸給表

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	

36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				

74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							

112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								
再任用 職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 この表は、事務職員及び技術職員に適用する。

別表第2（第11条関係）  
教育職員俸給表

級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	171,600	214,600	275,300	322,500	406,000
2	173,700	216,900	278,300	325,400	408,300
3	175,700	219,100	281,100	328,500	410,700
4	177,700	221,300	283,900	331,500	413,200
5	179,700	223,400	286,700	334,700	415,300
6	182,200	225,500	289,200	337,500	417,800
7	184,700	227,700	291,400	340,100	420,000
8	187,200	229,800	293,800	342,800	422,500
9	189,800	232,100	296,400	345,800	424,200
10	192,600	234,500	298,900	348,800	426,700
11	195,300	236,900	301,300	351,900	429,000
12	198,000	239,300	303,900	355,200	431,300
13	200,600	241,400	306,200	358,000	432,700
14	202,500	243,800	308,200	360,100	434,900
15	204,300	246,200	310,300	362,400	437,100
16	206,300	248,600	312,200	365,000	439,400
17	208,300	250,600	314,400	367,300	441,500
18	210,000	253,700	316,600	369,500	443,900
19	211,800	256,800	318,600	371,800	446,200
20	213,500	259,900	320,600	373,900	448,600
21	215,400	262,800	322,600	375,900	450,700
22	217,300	265,800	325,100	378,000	453,000
23	219,200	268,700	327,700	380,100	455,400
24	221,100	271,600	330,500	382,100	457,700
25	222,900	274,400	332,500	383,500	459,700
26	225,000	277,000	334,700	385,300	461,900
27	227,100	279,500	336,900	387,100	464,000
28	229,200	282,200	339,400	389,000	466,200
29	231,000	285,000	341,800	390,900	468,300
30	233,200	287,400	344,000	392,600	470,600
31	235,500	289,600	346,100	394,300	472,800
32	237,800	292,000	348,000	396,000	474,900
33	240,000	294,300	350,000	397,600	476,800
34	241,800	296,500	352,300	399,400	478,900
35	243,500	299,000	354,600	400,900	481,200

36	245,200	301,300	356,800	402,700	483,400
37	246,900	303,800	358,400	403,800	485,500
38	248,600	305,500	360,400	405,400	487,500
39	250,100	307,200	362,500	406,900	489,400
40	251,800	308,900	364,400	408,400	491,300
41	253,600	310,800	366,300	409,300	493,300
42	255,300	311,500	368,200	410,900	495,200
43	256,700	312,400	370,000	412,400	496,900
44	258,300	313,300	371,800	414,000	498,800
45	259,300	314,200	373,600	415,300	500,700
46	260,800	315,300	375,400	416,900	502,500
47	262,400	316,200	376,900	418,300	504,300
48	263,800	317,300	378,700	419,900	506,200
49	265,300	318,200	380,200	421,300	507,900
50	266,100	319,300	381,800	422,600	509,600
51	266,800	320,200	383,400	423,900	511,400
52	267,700	321,100	385,100	425,200	513,300
53	268,500	322,300	386,200	425,900	514,900
54	269,300	323,300	387,700	426,900	516,500
55	270,100	324,300	389,100	427,800	518,200
56	270,900	325,300	390,700	428,700	519,800
57	271,600	326,000	392,000	429,600	521,400
58	272,800	327,100	393,400	430,500	522,700
59	273,800	328,200	394,700	431,400	524,000
60	274,900	329,200	396,200	432,300	525,200
61	276,000	330,200	397,500	433,200	526,400
62	277,000	331,200	398,900	434,100	527,400
63	277,900	332,300	400,400	435,100	528,400
64	278,800	333,400	401,900	436,200	529,400
65	279,800	334,100	402,900	437,100	530,000
66	280,700	335,200	404,000	438,100	530,900
67	281,800	335,900	405,000	439,100	531,800
68	282,900	337,000	406,100	440,000	532,700
69	283,700	337,600	407,100	441,000	533,600
70	284,800	338,700	408,000	442,000	534,400
71	285,800	339,600	408,800	442,900	535,100
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
73	287,800	341,000	410,400	444,900	536,300

74	288,900	342,000	411,300	445,800	536,800
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600
76	291,000	344,000	412,900	447,700	538,200
77	291,500	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292,500	346,000	414,100	449,000	539,300
79	293,400	346,900	414,500	449,700	539,900
80	294,300	347,800	414,900	450,300	540,500
81	295,200	348,800	415,200	451,100	541,100
82	296,100	349,800	415,600	451,800	
83	297,000	350,800	415,900	452,100	
84	297,800	351,800	416,300	452,700	
85	298,100	352,400	416,600	453,100	
86	298,900	353,000	417,000	453,500	
87	299,700	353,600	417,400	453,900	
88	300,600	354,200	417,800	454,200	
89	301,500	354,800	418,100	454,500	
90	302,100	355,200	418,500	454,800	
91	302,800	355,600	418,900	455,300	
92	303,400	356,100	419,200	455,600	
93	304,000	356,600	419,500	455,900	
94	304,700	357,000	419,900	456,200	
95	305,400	357,500	420,200	456,500	
96	306,100	358,000	420,500	456,800	
97	306,300	358,600	420,800	457,100	
98	306,800	359,100	421,200	457,600	
99	307,300	359,500	421,500	457,900	
100	307,800	360,000	421,800	458,200	
101	308,100	360,400	422,100	458,500	
102	308,500	360,900	422,500		
103	308,800	361,200	422,800		
104	309,400	361,700	423,100		
105	309,800	362,200	423,400		
106	310,200	362,600	423,800		
107	310,500	363,100	424,100		
108	310,900	363,600	424,400		
109	311,100	364,000	424,700		
110	311,500	364,500	425,000		
111	311,900	365,000	425,300		

112	312,300	365,400	425,600		
113	312,600	365,800	425,900		
114	313,000	366,200	426,200		
115	313,300	366,700	426,500		
116	313,600	367,100	426,800		
117	313,900	367,500	427,000		
118	314,300	367,900			
119	314,700	368,400			
120	315,100	368,800			
121	315,300	369,100			
122	315,500	369,500			
123	315,800	370,000			
124	316,100	370,300			
125	316,400	370,700			
126	316,600	371,200			
127	316,900	371,700			
128	317,300	372,100			
129	317,600	372,500			
130	317,900	373,000			
131	318,300	373,500			
132	318,500	374,000			
133	318,700	374,500			
134	319,000	375,000			
135	319,300	375,500			
136	319,500	376,000			
137	319,800	376,500			
138	320,000	377,000			
139	320,300	377,500			
140	320,600	378,000			
141	320,900	378,500			
142	321,300				
143	321,700				
144	322,100				
145	322,300				
146	322,700				
147	323,000				
148	323,400				
149	323,600				

150	324,000				
151	324,300				
152	324,700				
153	324,900				
154	325,300				
155	325,700				
156	326,100				
157	326,300				
再任用職員	236,600	282,800	293,800	315,700	399,700

備考 この表は、教育職員に適用する。

## 別表第3 (第11条関係)

## 医療職員(一)俸給表

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100	437,200
2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800	439,800
3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400	442,300
4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100	444,900
5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500	447,300
6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200	449,800
7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800	452,300
8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500	454,800
9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600	457,200
10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900	459,600
11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100	462,200
12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300	464,600
13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400	467,100
14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400	468,600
15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400	469,900
16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500	471,200
17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300	472,400
18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300	473,700
19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200	475,000
20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300	476,300
21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100	477,500
22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700	478,900
23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300	480,300
24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800	481,500
25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300	482,900
26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600	484,200
27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900	485,600
28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600

36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900	
39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300	
40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	
43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800		
55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100		
56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400		
57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700		
58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000		
59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300		
60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700		
61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900		
62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200		
63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500		
64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900			
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600			
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200			
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600			
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100			
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600			
72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100			
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700			

74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200			
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800			
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400			
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900			
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400			
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900			
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400			
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700			
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200			
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600			
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000			
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400			
86		289,500	325,400	346,300				
87		289,700	325,600	346,600				
88		289,900	326,000	346,900				
89		290,300	326,400	347,300				
90		290,500	326,800	347,600				
91		290,700	327,200	348,000				
92		290,900	327,600	348,300				
93		291,300	327,900	348,700				
94		291,500	328,100	349,000				
95		291,700	328,500	349,300				
96		292,000	328,800	349,600				
97		292,400	329,000	349,900				
98		292,700	329,300	350,300				
99		292,900	329,600	350,700				
100		293,200	329,900	351,100				
101		293,500	330,100	351,600				
102		293,700	330,400	352,000				
103		293,900	330,800	352,400				
104		294,200	331,000	352,800				
105		294,500	331,200	353,300				
106			331,400					
107			331,800					
108			332,000					
109			332,200					
110			332,600					
111			333,000					

112			333,400					
113			333,600					
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 この表は、保健科学部附属東西医学統合医療センターの診療放射線技師，臨床検査技師及び薬剤師に適用する。

別表第4 (第11条関係)  
医療職員(二)俸給表

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100	374,100
2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200	376,700
3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200	379,400
4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400	382,000
5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400	384,200
6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500	386,600
7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600	388,900
8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700	391,200
9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200	393,200
10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200	395,300
11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100	397,500
12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100	399,800
13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000	401,700
14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100	403,700
15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200	405,900
16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200	408,100
17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200	410,100
18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200	412,300
19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300	414,500
20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400	416,600
21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100	418,5500
22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200	420,400
23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300	422,200
24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300	424,100
25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300	425,800
26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900	427,400
27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800	429,100
28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700	430,700
29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500	432,000
30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200	433,300
31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100	434,900
32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900	436,400
33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600	438,100

34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300	439,700
35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100	441,100
36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800	442,500
37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400	443,600
38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100	444,900
39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900	446,200
40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,900	429,300	
66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	

70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			

106	291,100	321,700	354,000	372,300			
107	291,600	322,200	354,400	372,800			
108	292,100	322,700	354,700	373,300			
109	292,300	323,100	355,200	373,900			
110	292,600	323,500	355,700	374,300			
111	292,800	323,800	356,200	374,800			
112	293,200	324,100	356,700	375,300			
113	293,500	324,500	357,200	375,900			
114	293,700	324,900	357,700				
115	294,100	325,300	358,200				
116	294,400	325,600	358,600				
117	294,700	325,800	359,000				
118	295,000	326,100	359,400				
119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				
121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				
125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300					
127	297,800	328,700					
128	298,200	328,900					
129	298,400	329,100					
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					

142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、保健科学部附属東西医学統合医療センター及び保健管理センターの看護師に適用する。

別表第5 (第23条第2項 (俸給の調整額) 関係)

区 分		職 員	調整数
学部		学部の授業に直接従事している教授, 准教授, 講師, 助教及び助手	1
大学院	研究指導	大学院の担当を命じられた教授, 准教授, 講師又は助教で研究指導を担当することができる者のうち, 研究指導に従事している者	0. 8
		大学院の担当を命じられた教授, 准教授, 講師又は助教で研究指導を担当することができる者のうち, 副指導に従事している者	0. 2
	講義等	大学院の担当を命じられた教授, 准教授, 講師又は助教のうち, 年度を通じて6単位以上の講義等を担当する者	0. 7
		大学院の担当を命じられた教授, 准教授, 講師又は助教のうち, 年度を通じて4単位以上6単位未満の講義等を担当する者	0. 5
		大学院の担当を命じられた教授, 准教授, 講師又は助教のうち, 年度を通じて2単位以上4単位未満の講義等を担当する者	0. 3
		大学院の担当を命じられた教授, 准教授, 講師又は助教のうち, 年度を通じて0. 6単位以上2単位未満の講義等を担当する者	0. 2
		大学院の担当を命じられた教授, 准教授, 講師又は助教のうち, 年度を通じて0. 6単位未満の講義等を担当する者	0. 1

備考 大学院における長期履修者に係る研究指導の調整数は定められた調整数の6. 7 / 10, 留年者に係る研究指導の調整数は定められた調整数の5 / 10とする。

別表第6 (第23条第3項関係)

職務の級	調整基本額
1級	9,000
2級	10,500
3級	11,900
4級	12,700
5級	15,000

別表第7（第24条（管理職手当）関係）

職名	手当額
副学長	93,500円
学部長	80,200円
障害者高等教育研究支援センター長	80,200円
保健科学部附属東西医学統合医療センター長	62,300円
事務局長	94,000円
事務局の課長	72,700円
	62,300円

備考 事務局の課長の手当額欄の「72,700円」については、学長が指名する者に限る。

別表第8（第25条第3項（初任給調整手当）関係）

期間の区分	額(円)
1年未満	50,800
1年以上2年未満	50,800
2年以上3年未満	50,800
3年以上4年未満	50,800
4年以上5年未満	50,800
5年以上6年未満	50,800
6年以上7年未満	49,000
7年以上8年未満	47,200
8年以上9年未満	45,400
9年以上10年未満	43,600
10年以上11年未満	41,800
11年以上12年未満	40,000
12年以上13年未満	38,200
13年以上14年未満	36,400
14年以上15年未満	35,000
15年以上16年未満	33,600
16年以上17年未満	32,200
17年以上18年未満	30,800
18年以上19年未満	29,400
19年以上20年未満	28,000
20年以上21年未満	26,600
21年以上22年未満	26,000
22年以上23年未満	25,400
23年以上24年未満	24,400
24年以上25年未満	23,800
25年以上26年未満	23,200

26年以上27年未満	22,600
27年以上28年未満	22,000
28年以上29年未満	21,200
29年以上30年未満	20,900
30年以上31年未満	20,500
31年以上32年未満	19,900
32年以上33年未満	19,000
33年以上34年未満	18,100
34年以上35年未満	17,400
(備考) この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。	

別表第9（第34条の3（入試手当）関係）

業務区分	手当額	備考
試験場責任者・入試実施委員 監督者（予備監督者を含む） 監督補助者	1日当たり 10,000円	1日の業務従事時間が、4時間未満のときの手当額は1/2とする。
試験監督補助者（リスニングのみ）	1日当たり 3,000円	
救護室員	1日当たり 10,000円	